

デイサービスセンターきりん重要事項説明書
(令和4年11月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 デイサービスセンターきりん
- ・開設年月日 平成24年10月1日
- ・所在地 佐賀市久保泉町大字上和泉 2232-1
- ・電話番号 0952-98-3838 ・ファックス番号 0952-98-2816
- ・管理者名 木下 徹郎
- ・介護保険指定番号 4170102208

(2) 通所介護事業所の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
また、事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等、保険者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

管理者	1 名	
生活相談員	1 名	
看護職員	1 名以上	
介護職員	2 名以上	
機能訓練指導員	1 名以上	

(4) 通所定員 25 名

2. サービス内容

- ①通所介護（介護予防通所介護相当サービス）計画の立案
- ②食事 昼食 12時00分～
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④介護
- ⑤機能訓練
- ⑥相談援助サービス
- ⑦栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧利用者が希望する追加メニューの提供（牛乳、卵、納豆など）
- ⑨運動会、秋祭り、誕生会等、各種レクリエーション
- ⑩基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所介護利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪送迎

※これらのサービスの中には、別途料金や実費をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 長晴会 きりんクリニック
 - ・住 所 佐賀市久保泉町大字上和泉 2232-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人 長晴会 木下歯科医院
 - ・住 所 佐賀市久保泉町大字上和泉 2232-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、主たる介護者が指定する連絡先に連絡します。

4. 利用に当たっての留意事項

- ・ サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来訪・面会	家族等の面会時間は特に指定はしません。来訪者の面会時には必ず面会簿への記入をお願いします。
居室・備品・器具等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒については、医師へご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者に迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品の管理は自己管理となっております。
現金の管理	当施設利用中は特に現金は必要ありませんので、多額の現金持込みはご遠慮下さい。紛失等あった場合、当方では責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動 営利活動	施設内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。これにより他利用者等から苦情があった場合、利用をお断りすることもあります。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

5. 非常災害対策

災害者時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯等 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画	佐賀北部消防署への届出日 平成6年6月15日（令和4年4月改定） 防火管理者 馬渡雅大

6. 要望及び苦情等の相談

- 利用者または主たる介護者は、当事業所が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に関係者及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について申立人に文書で報告します。
- 当事業所は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。